



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示	
○ 農業振興地域の区域の変更（農政経済課）	1
○ 漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅（水産課）	1
公 告	
○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請（県民生活課）	1
その他	
○ 行政オンブズマンの運営状況の公表	2

告 示

沖縄県告示第443号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、昭和48年沖縄県告示第101号で指定した農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

平成25年 8 月 2 日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 変更した地域の名称 伊江農業振興地域
- 2 変更の内容 旧軍飛行場跡地を農業振興地域へ編入する伊江農業振興地域の区域の拡大
- 3 拡大の範囲 別紙平面図のとおり（「別紙平面図」は、省略し、沖縄県農林水産部農政経済課において縦覧に供する。）

沖縄県告示第444号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、平成21年沖縄県告示第404号で同意の認定をした北谷加入区について普通損害保険に付すべき義務が消滅した。

平成25年 8 月 2 日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成25年9月22日まで縦覧に供する。

平成25年 8 月 2 日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成25年 7 月 23 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人おきなわ障がい者相談支援ネットワーク
- 3 代表者の氏名 溝口哲哉
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県沖縄市胡屋一丁目2番2号ビルディング勝美1F

5 定款に記載された目的 この法人は沖縄県において障がい者の相談支援に携わるものに対し、必要な知識の習得や専門性向上のための研修事業を行い、また、その活動を支援・助言する事業を行うことで、障がい者の地域生活の向上に寄与することを目的とする。

そ の 他

沖縄県行政オンブズマン設置要綱（平成7年3月27日知事決裁）第18条の規定により、平成24年度における行政オンブズマンの運営状況を次のとおり公表する。

平成25年8月2日

沖縄県行政オンブズマン 玉 城 征 駟 郎

沖縄県行政オンブズマン 宮 城 智 子

第1 平成24年度苦情申立等の概要

1 苦情申立等受付状況

(1) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの書面による苦情申立受付件数は、6件である。そのほか、電話等による苦情が117件、相談・要望等が108件、問合せ・資料請求が44件で、苦情相談等の件数は、合計275件となり、前年度の157件より118件増加している。

部局別には、土木建築部に係る苦情相談等が最も多く、次いで、福祉保健部、知事公室、総務部、環境生活部、農林水産部の順となっている。

なお、月別の苦情申立等の受付状況は、次表のとおりである。

第1表 苦情申立等件数一覧

事項 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
苦情申立（書面）			1	2				1	2				6
電話等による苦情	12	6	2	16	10	6	11	13	9	7	11	14	117
相談・要望等	14	7	13	5	11	9	10	13	5	5	10	6	108
問合せ・資料請求	2	2	2	8	5	4	5	7	2	2	4	1	44
計	28	15	18	31	26	19	26	34	18	14	25	21	275

(2) 苦情申立（書面）受付件数を部局別にみると、土木建築部3件、農林水産部2件、環境生活部1件となっている。

第2表 部局別苦情申立（書面）受付件数

部局 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
知事公室													
総務部													
企画部													
環境生活部				1									1
福祉保健部													
農林水産部							1	1					2
商工労働部													
文化観光スポーツ部													

土木建築部			1	1				1				3
病院事業局												
その他												
計			1	2				1	2			6

(注) 1件の苦情について所管する部局が複数ある場合には、主な窓口となる部局に算入する。

2 苦情申立（書面）処理状況及び苦情内容

(1) 苦情申立（書面）処理状況

平成24年度は、前年度からの調査継続のものはなく、平成24年度に受け付けた6件全てを処理した。

処理済みの内訳は、申立人の申立ての趣旨に沿ったものが1件、行政に不備がなかったものが5件となっている。

第3表 苦情申立処理状況

処 理 区 分	件数
1 申立人に結果通知したもの（苦情調査結果通知書送付）	6
(1) 申立ての趣旨に沿ったもの	1
ア 提言したもの	
イ 意見表明したもの	
(2) 行政に不備がなかったもの	5
2 所管外のもの	
(1) 苦情を調査しない旨の通知書送付	
(2) 移送	
3 その他のもの（苦情を調査しない旨の通知書送付）	
(1) 申立人自身の利害を有しないもの	
(2) 苦情に係る事実のあった日から1年を経過しているもの	
(3) 虚偽、その他正当な理由がないもの	
(4) 調査することが適当でないもの	
4 調査を中止したもの	
5 取り下げられたもの	
処 理 済 合 計	6
6 未処理分（次年度へ調査継続のもの）	
総 計	6

(2) 苦情申立ての内容及び処理結果

書面による苦情申立ての内容及び処理結果は、次のとおりである。なお、括弧書きは、所管部局を示す。

ア サービス付き高齢者向け住宅の登録申請について（土木建築部）

〔趣旨〕 サービス付き高齢者向け住宅の登録のため、前年9月から事前の協議や担当者の指導を受けながら準備を進めてきた。ところが、事前の協議で了解されていたことが、申請の段

階において認められなくなり、行政の判断に大きな疑義がある。

[結果] 同登録申請については、土木建築部が関係部の意見を踏まえ、定められた要綱の基準に基づき認められないと判断したものである。

当職としては、本件については、制度の趣旨に沿った申請に基づいて登録がなされるべきものであるが、新たな制度の創設に伴う事務手続の整備の遅れが今回の苦情の原因のひとつであると考えている。

今後、同住宅の登録制度については、県のホームページ等を通じて情報の提供を行うほか、わかりやすい説明により制度の周知を図るよう土木建築部に申し入れた。

イ 産業廃棄物処理業の各種手続の迅速化について（環境生活部）

[趣旨] 産業廃棄物処理業の許可申請、更新や変更許可、届出など、書類を提出してから許可証等がおきるまでにかかり時間がかかっている。どうして時間がかかるのか調査し、その対策をしてほしい。

[結果] 廃棄物の処理及び清掃に関する法律は、周辺生活環境の保全等を図ることを目的とし、廃棄物の適正な分別、保管、収集、処理等の仕方をこと細かに規定していることから、提出書類が多岐にわたっていることを十分理解していただきたい。

また、当該届出の手続に約1年半も要したのは、書類の補正等提出に期間を要したことにあることから、事業者と行政側双方が期間短縮に向けた事務の改善に努めるよう、当職から環境生活部に申し入れた。

ウ 住宅建設に伴う通行道路の建築審査会への諮問について（土木建築部）

[趣旨] 県から、建設予定地は建築基準法上の道路に接続していないため道路位置指定の許可が必要との指導があり手続を進めてきたが、通行道路の地主は相続をめぐって係争中であるため、同意が得られる見通しが立たない。国土交通省通達では、やむをえない事情がある場合は建築審査会の個別同意を得る制度があるが、県は当申請地には該当しないとの理由で沖縄県建築審査会へ諮問せず、個人の権利利益を侵害している。当該案件は審査会へ諮問すべきである。

[結果] 建築基準法第43条ただし書の接道義務の特例等の許可については、同法道路関係規定運用指針において、土地の所有状況、道路の幅員等に関する運用指針が示されている。

また、審査会の審議の特例として、包括的に審査会の同意を得ることができる基準が定められており、県が同基準に該当すると認められるものについて、審査会の同意を得としている。

以上のことから当職としては、審査会の同意を得るためには、同基準に該当するとの県の判断が必要と考える。なお、県の処分又はこれに係る不作為に不服がある場合は審査会に審査請求ができることについて、申立人に対し十分な説明を行うよう土木建築部に申し入れた。

エ ウミガメの卵の人工ふ化の不許可及び移植の禁止について（農林水産部）

[趣旨] 県は、ウミガメの卵の人工ふ化のような積極的な保護を認めず、また、西表島ウブ浜、サザレ浜の海岸は浸食が激しく、卵が冠水による被害を受けているにもかかわらず移植を禁止することは生命尊重及び公益上問題がある

[結果] 当職としては、ウミガメの卵の人工ふ化について、人為的に手が加えられた海岸で砂浜が減少し、卵が冠水するなど産卵場所が不適な場合を除き許可しないとの県の方針については、現在のところ適切であると考えている。

また、ウブ浜、サザレ浜での移植については、県が関係機関の情報等を踏まえ、県漁業調整規則に基づき審査を行った結果、採捕の制限又は条件を付したものであることから、不備はなかったものと認められる。

なお、申立人が西表島のウミガメを守るため調査、保護活動を行っていることについては、心情的に理解する。

オ 農地保全工事の騒音、振動等について（農林水産部）

[趣旨] 妻が病气療養中なので、当該工事は水・木は中止し、土・日の作業に変更してほしい。また、作業の開始時間は9時からとしてほしい。

[結果] 当職としては、申立人に対しては、当該事業が将来において自身の事業の生産性の拡大等にもつながることを理解していただくよう申し入れるとともに、農林水産部に対しては、病気療養中の申立人の妻の病状に影響を与えないよう、ある一定期間は、申立人の住宅周辺での振動や騒音が発生する工事を差し控えるよう申し入れた。

カ 県道240号線の滑り止め工事に伴う危険箇所の改善について（土木建築部）

[趣旨] 県道240号線の南風原町新川交差点から久田病院に通じる道路で滑り止め工事が行われたが、施工方法が従来と異なり、縦に筋状の隆起ができており、自動二輪車で走行中にハンドルをとられ危険であるため改善してほしい。

[結果] 当職としては、地域の要請を受けて実施した滑り止め工事であるが、二輪車の走行に支障が生じるようなことがあってはならず、危険を防止するため早急に改善を図る必要があるものと考えていたところである。

担当部局においては、同様の苦情があった段階で現地調査を行い、既に補修工事を終了しており、また、各出先事務所に対し施工に関する留意事項について通知するなど対応が行われている。

当職から、今後道路における危険防止等については、事故が起こる前に迅速、的確に対応できるよう、竣工検査時の確認の徹底を土木建築部に申し入れた。

3 電話等による苦情・相談

苦情申立ては、文書によることとされているが、電話等による苦情・相談についても、できる限り対応している。

第2 提言及び意見表明

行政オンブズマンは、苦情調査の結果必要と認めるときは、沖縄県行政オンブズマン設置要綱第15条の規定に基づき、知事に対し、是正等の措置を講ずるよう提言し、又は制度の改善を求めるための意見を表明することができる。

平成24年度は、提言及び意見の表明はなかった。

第3 その他運営状況

1 関係機関との連携

県民の苦情や相談は、県の事務に限らず、市町村又は国の事務に関する場合も多く、これらの苦情等についても、市町村の相談窓口、総務省沖縄行政評価事務所等と連携を図り対応した。

2 インターネットによる県民への情報提供

行政オンブズマンへ寄せられた県民からの苦情・相談内容等を県のホームページに掲載し、広く県民に情報を提供した。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 尚生堂 〒901-2114 浦添市安波茶一丁目6番3号</p>
---	---